

「一般名処方」に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

つきましては、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、一般名での処方について、ご不明な点などがありましたら、薬剤部へご相談ください。

令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※「一般名処方」とは

お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。ただし、一部の医薬品では一般名での処方ができないこともあります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50% 以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の 1 つで、保険外診療にあたるものです。他には入院の際に患者さんの希望で個室を選ばれた場合の差額ベット代等がこれに該当します。

